

## 長久手市新型コロナウイルス感染症対策

# 事業継続応援金のご案内

長久手市は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が大幅に減少しているにも関わらず、国、県、市の支援の対象外となっている事業者に対する市独自の支援として、一定の条件を満たす中小企業者等に事業継続応援金を支給します。

本制度をご活用いただき、事業継続にお役立てください。

**★今回の改正で受付期間を延長し、受給要件を拡大しました。**

### 申請受付期間

令和2年10月22日（木）～令和3年3月12日（金）

### 申請書類の提出方法

#### ●送付先

〒480-1196 長久手市たつせがある課 「事業継続応援金」担当宛  
切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。  
3月12日（金）当日消印有効です。

※感染拡大防止のため、原則、郵送にて提出してください。

#### 【お問合せ先】

長久手市 たつせがある課 事業継続応援金担当  
電話番号 0561-56-0641（ダイヤルイン）  
対応時間 平日：8時30分～17時15分

## 第 I 部 受給の要件及び支給額

### 1 受給対象となる事業者

次の（１）から（８）の全てに該当する必要があります。

- （１）法人：長久手市内に本店があり、かつ市内で事業を営んでいる中小企業者等  
個人事業主：長久手市内に住所があり、かつ市内で事業を営んでいる者  
（確定申告書や履歴事項全部証明書で確認します。本店・住所地が、長久手市外の場合、本応援金の対象外となります。）

- （２）中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること。

●中小企業者とは 中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）

●その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

### 今回（令和 3 年 1 月）の改正で、要件を拡大しました

- （３）令和 2 年 4 月から 1 2 月までのいずれかの月の売上高が前年同月比で、**15%以上 50%未満**（小数点以下切り捨て）の範囲内で減少していること。

（改正点）

売上高の減少割合を **30%以上 50%未満** から **15%以上 50%未満** に拡大します。

- （４）国が支給する持続化給付金の受給対象でないこと。

本応援金の交付を受けた後、業況等の変化により国の持続化給付金の交付を受けたときは、本応援金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

**(5) 次の協力金・支援金等の受給対象でないこと。**

- ① 愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金
- ② 長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金
- ③ 長久手市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金
- ④ 長久手市新型コロナウイルス感染症対策テナント休業協力金
- ⑤ 長久手市新型コロナウイルス感染症対策の支援金等  
(介護サービス事業所支援金、障害福祉サービス事業所支援金、医療機関支援金)

**(6) 長久手市において令和2年1月1日以前に開業しており、営業実態が確認できること。**

**(7) 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと。**

**(8) 誓約書に記載されている事項を誓約すること。**

「長久手市事業継続応援金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

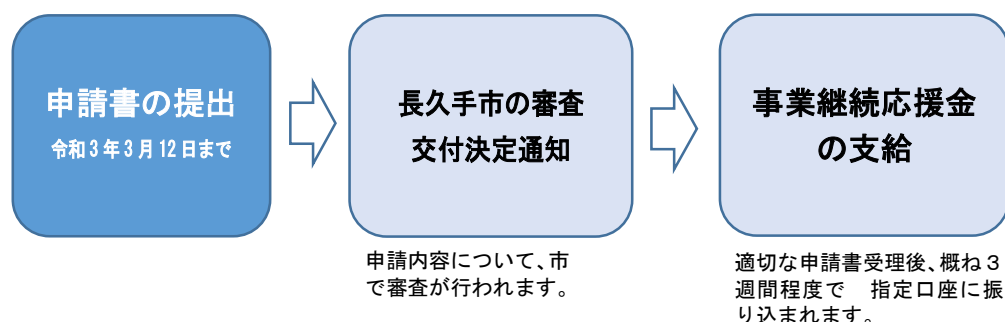
## **2 事業継続応援金支給額**

1事業者あたり **10万円**

長久手市内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。  
国の持続化給付金及び長久手市が支給する協力金・支援金との併給はできません。

## 第Ⅱ部 受給の手続き

### 1 受給の手続きの流れ



### 2 受付期間（期間を延長しました）

令和2年10月22日（木）から**令和3年3月12日（金）**まで

### 3 申請書類の提出

事業継続応援金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を作成し提出するとともに、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

### 4 申請に必要な書類

「提出書類チェックリスト」にて確認していただいた上で、提出をお願いします。

- ①交付申請書（請求書）
  - ②売上高表
  - ③誓約書
  - ④確定申告書（法人税、所得税）の写し
  - ⑤「対象月」の売上帳簿等の写し
  - ⑥（法人）履歴事項全部証明書の写し、（個人事業主）開業届、営業許可証等の写し
  - ⑦（個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証等の写し）
  - ⑧事業所、店舗の外景写真（社名、店舗名入り）、内景写真
  - ⑨振込先口座の通帳の写し
- 交付申請書等の様式は、長久手市ホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合、希望に応じて郵送でもお送りすることができます。
  - 提出時には必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

## 5 提出方法

申請に必要な書類一式を、原則、郵送にて提出して下さい。

### 申請書類の送付先

〒480-1196

長久手市 たつせがある課 事業継続応援金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

## 6 支給方法

長久手市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に事業継続応援金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により事業継続応援金の支給を受けた場合は応援金を返還しなければなりません。